

保存科歯内診療部門の 取得可能な認定医、専門医

- ▶ 日本歯科保存学会 歯科保存治療認定医
- ▶ 日本歯科保存学会 歯科保存治療専門医

⇒ **歯科保存専門医**と名称が変わります！

- ▶ 日本歯内療法学会 歯内療法専門医

保存科歯内診療部門

日本歯科保存学会

研修医

歯科保存学に関連する領域の疾患の診断・治療を1症例終了

認定医

臨床研修医修了後、2年以上研修施設において研修を満了した者

専門医

認定医に登録後通算3年以上会員であること

日本歯科保存学会 専門医
歯科保存学の専門的知識
および臨床技能・経験を有する
優れた歯科医師

日本歯科保存学会 認定医

- ・申請時に2年以上会員であること
- ・臨床研修医修了後、2年研修施設において研修を満了した者
- ・所定の研修単位を満了した者
- ・国家試験形式の筆記試験を合格すること
- ・1症例の提出症例の書類審査

日本歯科保存学会 専門医

⇒日本歯科専門医機構が認定する
歯科保存専門医に移行可能

- ・申請時に認定医に登録後通算3年以上本会会員であること
- ・所定の研修単位を満了した者
- ・試験は面接試験と症例試験により行う

保存科歯内診療部門

神奈川歯科大学
附属病院！

日本歯内療法学会

研修医
歯科保存学に関連する領域の疾患の診断・治療を1症例終了

専門医までの流れは
2パターン

専門医

日本歯内療法学会 専門医
歯内療法の専門的知識
および臨床技能・経験を有する
優れた歯科医師

日本歯内療法学会 歯内療法専門医①

- ・ 認定研修施設に認定された病院の場合
- 1. 常勤で5年以上の研修
- 2. 常勤で3年未満または非常勤の場合は認定研修を7年以上履修
- 3. 常勤3年以上5年未満の場合は、認定研修を不足年の倍年履修

日本歯内療法学会 歯内療法専門医②

- ・ 認定研修施設以外の病院の場合
- 1. 認定研修を7年以上履修